

犯罪収益移転防止に関する 年次報告書

(令和 2 年)

概要版

本資料は、犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和２年）を概要版としてまとめた資料であり、より詳細な内容については、年次報告書の全体版を御覧ください。

目次

1. 我が国のマネー・ロンダリング対策等の沿革	①
2. マネー・ロンダリング対策等に関する法制度	②
3. 犯罪収益移転防止法の概要	③
4. 特定事業者による措置	④
5. 疑わしい取引の届出	⑤
6. マネー・ロンダリング事犯の検挙状況	⑥
7. 起訴前の没収保全状況	⑦
8. 犯罪収益移転防止法違反の検挙状況	⑧
9. 報告徴収・意見陳述等の実施状況	⑨
10. 国際的な連携の推進	⑩⑪
11. 外国 F I U との情報交換	⑫

マネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）とは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為をいう。このような行為を放置すると、犯罪による収益が、将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用され組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることから、我が国は、国際社会と歩調を合わせてマネー・ローンダリング対策等の強化を図ってきたところであり、その主な沿革は、以下のとおりである。

国際的な動き

- ・ 昭和63年12月
麻薬新条約の採択（薬物犯罪収益に関するマネー・ローンダリングの犯罪化を義務付け）
- ・ 平成元年7月
アルシュ・サミット（FATF設置の採択）
- ・ 平成2年4月
FATF「40の勧告」（各国がとるべきマネー・ローンダリング対策の基準）を策定
○金融機関による顧客の本人確認
○疑わしい取引の金融規制当局への報告
- ・ 平成8年6月
FATF「40の勧告」を一部改訂（前提犯罪を重大犯罪に拡大することを義務付け）
- ・ 平成10年5月
バーミンガム・サミット（FIUの設置について合意）
- ・ 平成11年12月
テロ資金供与防止条約の採択（テロ資金提供・収集行為の犯罪化を義務付け）
- ・ 平成15年6月
FATF「40の勧告」を再改訂（非金融業者（不動産業者、貴金属商、宝石商等）・職業的専門家（弁護士、会計士等）への勧告の適用）
- ・ 平成20年10月
第3次FATF対日相互審査
- ・ 平成26年6月
日本に関するFATF声明の公表（マネー・ローンダリング対策等の不備への迅速な対応を要請）
- ・ 平成27年6月
G7エルマウ・サミット（仮想通貨等への適切な規制の導入等を宣言）
- ・ 令和元年11月
第4次FATF対日相互審査（実地審査）

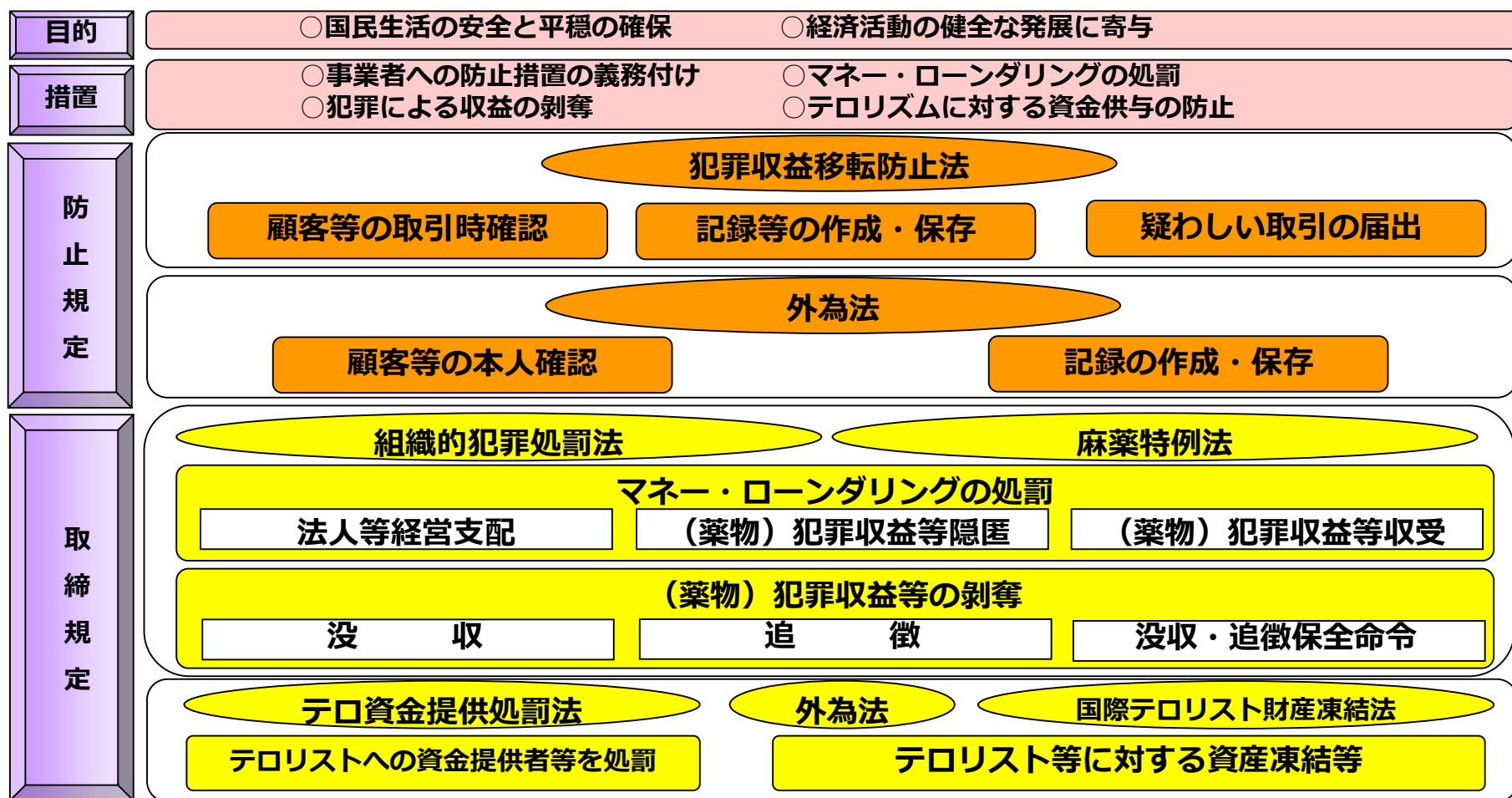
日本国内の動き

- ・ 平成2年6月
大蔵省から各金融団体宛に通達を発出（金融機関等による顧客等の本人確認等実施の要請）
- ・ 平成4年7月
麻薬特例法の施行（薬物犯罪に関するマネー・ローンダリングの犯罪化、疑わしい取引の届出制度の創設）
- ・ 平成12年2月
組織的犯罪処罰法の施行（前提犯罪を重大犯罪に拡大、日本版FIUを金融監督庁に設置等）
- ・ 平成14年7月
テロ資金提供処罰法・改正組織的犯罪処罰法の施行（前提犯罪にテロ資金提供等の罪を追加等）
- ・ 平成19年3月～4月
犯罪収益移転防止法の成立
犯罪収益移転防止法の一部施行（FIU移管（金融庁⇒国家公安委員会・警察庁））
- ・ 平成25年4月
改正犯罪収益移転防止法の全面施行（取引時の確認事項の追加、取引時確認等を的確に行うための措置の追加、特定事業者の追加、預貯金通帳等の不正譲渡等に係る罰則の強化：平成23年4月改正分）
- ・ 平成27年10月
国際テロリスト財産凍結法の施行
- ・ 平成28年10月
改正犯罪収益移転防止法の全面施行（疑わしい取引の判断方法の明確化、コルレス契約締結時の厳格な確認、事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充等：平成26年11月改正分）
- ・ 平成29年4月
改正犯罪収益移転防止法の施行（仮想通貨交換業者を特定事業者に追加：平成28年5月改正分）
- ・ 令和2年5月
改正犯罪収益移転防止法の施行（「仮想通貨」の用語を「暗号資産」に変更、暗号資産管理業等に対する規制範囲の拡充：令和元年5月改正分）

我が国のマネー・ローンダリング対策等に関する法制度は、次の4点を柱としている。

- ① 一定の範囲の事業者顧客管理その他の防止措置を義務付けること
- ② マネー・ローンダリングを刑事罰の対象とすること
- ③ 犯罪により得られた収益を剥奪し得るものとする
- ④ テロリズムに対する資金供与を防止すること

①は犯罪収益移転防止法及び外為法で、②と③は主に組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法で、④はテロ資金提供処罰法、外為法及び国際テロリスト財産凍結法で、それぞれ措置されている。

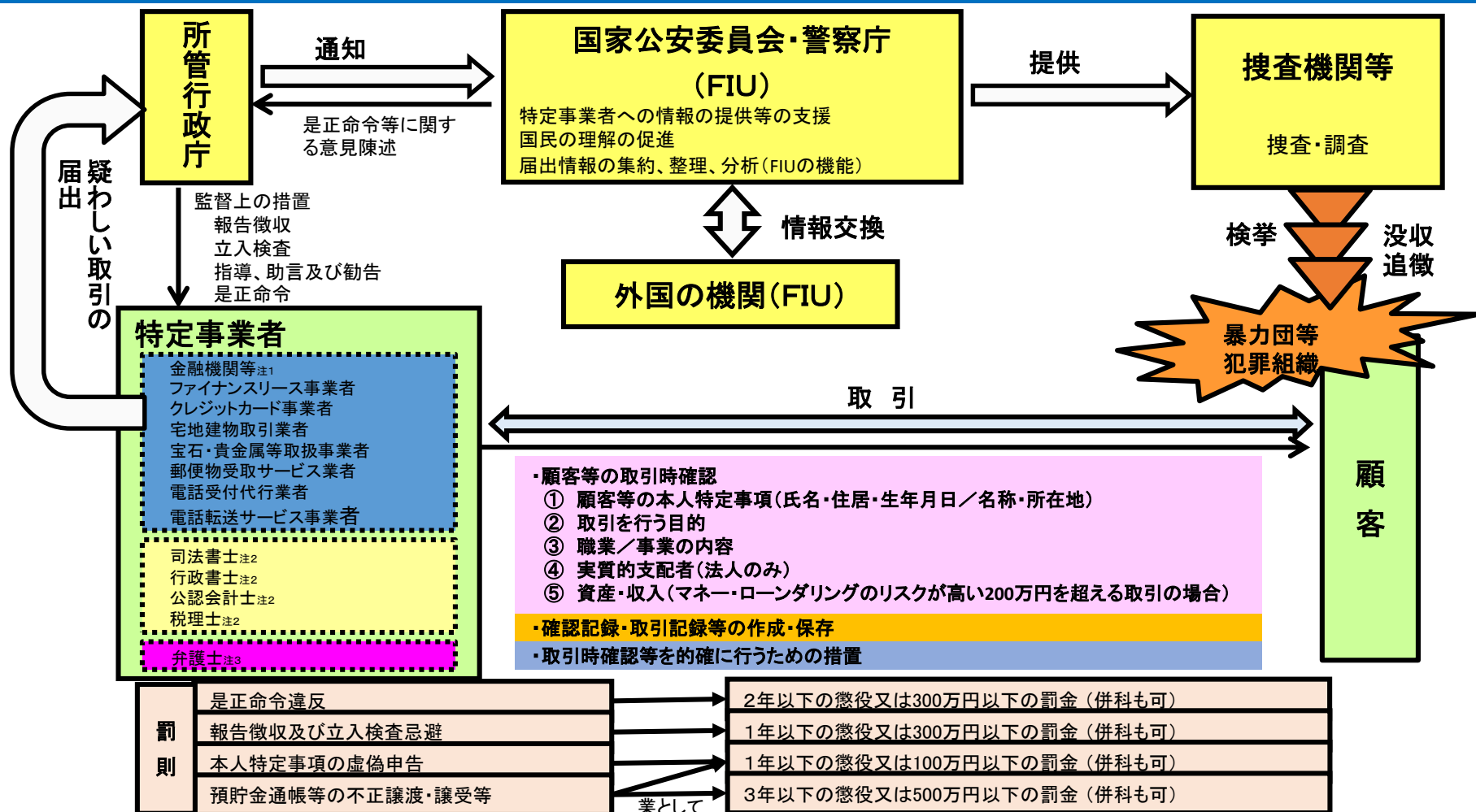


3. 犯罪収益移転防止法の概要（第2章）

3

犯罪収益移転防止法は、一定の範囲の事業者（特定事業者）による顧客等の取引時確認、記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置を中心に、犯罪による収益の移転防止のための制度を定めるものである。

同法で定めるマネー・ローンダリング対策に係る各制度や関係機関・事業者間の関係は、以下のとおりである。



注1 金融機関等のうち為替取引に関わる事業者は、上記のほか送金人情報の通知義務を負う。

注2 司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士による取引時確認については、①のみの確認である。

注3 弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。

4. 特定事業者による措置（第2章）

4

犯罪収益移転防止法上、特定事業者（弁護士を除く。）に義務付けられる措置の内容及び弁護士による本人特定事項の確認等に関する措置は、以下のとおりである。

義務付け られた措置 特定事業者 【2条2項】	取引時確認 【4条】	確認記録の作 成・保存 【6条】	取引記録等の作 成・保存 【7条】	疑わしい取引の 届出 【8条】	コルレス契約締 結時の厳格な確 認 【9条】	外国為替取引に 係る通知 【10条】	取引時確認等を 的確に行うため の措置 【11条】
金融機関等（1号～37号）	○	○	○	○	○ （業として為替 取引を行うもの に限る。）	○ （業として為替 取引を行うもの に限る。）	○
ファイナンスリース事業者 （38号）					×	×	
クレジットカード事業者 （39号）							
宅地建物取引業者（40号）							
宝石・貴金属等取扱事業者 （41号）							
郵便物受取サービス業者 （42号）							
電話受付代行業者（42号）							
電話転送サービス事業者 （42号）							
司法書士（44号）	○ （本人特定事項 のみ）						
行政書士（45号）							
公認会計士（46号）							
税理士（47号）							
弁護士（43号）	司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則で 定めるところによる【12条】			×		司法書士等の例 に準じて日本弁 護士連合会の会 則で定めるところ による【12 条】	

5. 疑わしい取引の届出（第3章）

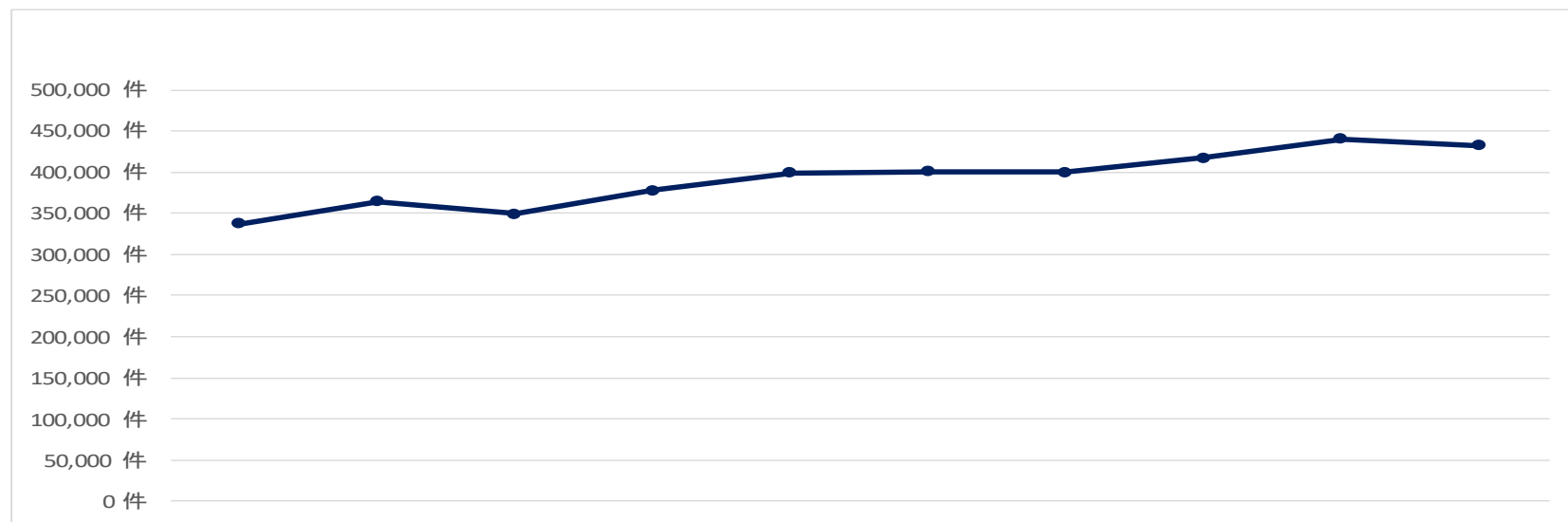
5

犯罪収益移転防止法上の特定事業者（士業者を除く。）は、犯罪による収益との関係が疑われる取引を所管行政庁に届け出ることが義務付けられている。

令和2年中に特定事業者から所管行政庁に届け出られた疑わしい取引の件数は43万件を超え、平成28年以降5年連続で40万件を超える状況であった。

国家公安委員会・警察庁では、疑わしい取引の集約・整理及び分析を行い、マネー・ローンダリング事犯等に係る刑事事件の捜査等に資すると判断されるものを捜査機関等に提供しており、犯罪収益の発見、犯罪組織の実態解明及び犯罪収益関連犯罪の捜査等に活用されている。

○ 疑わしい取引の届出受理状況



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
届出受理件数	337,341	364,366	349,361	377,513	399,508	401,091	400,043	417,465	440,492	432,202

○ 疑わしい取引の活用状況

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
捜査等に活用した情報数	284,914	429,200	314,296	307,786	325,643

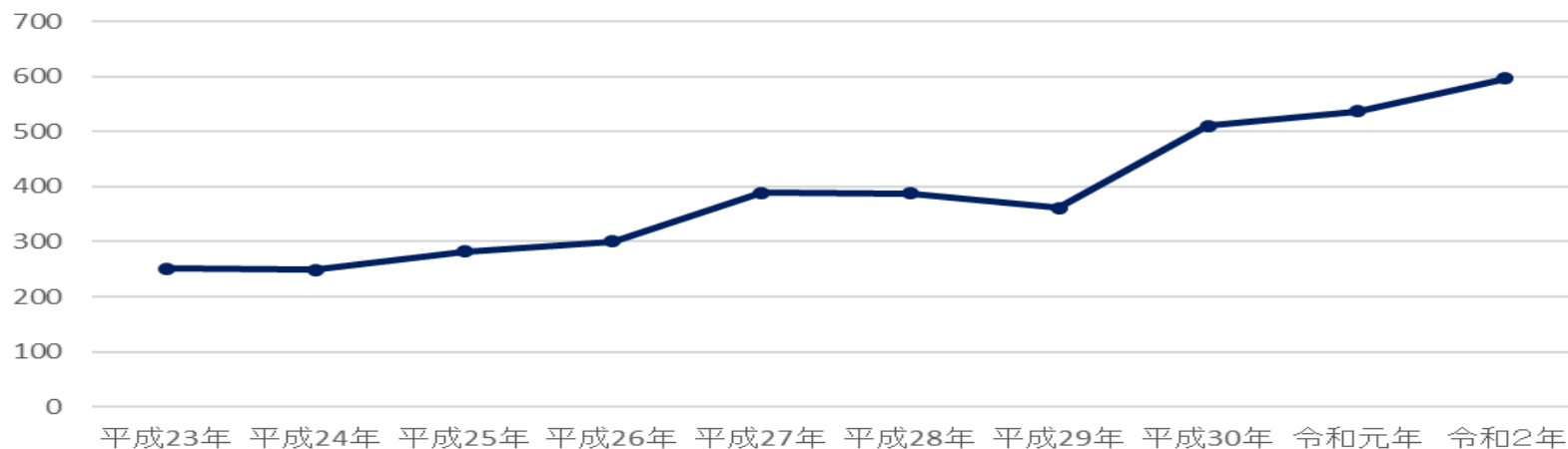
6. マネー・ローンダリング事犯の検挙状況（第4章）

6

我が国では、組織的犯罪処罰法に定める法人等経営支配、犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受並びに麻薬特例法に定める薬物犯罪収益等隠匿及び薬物犯罪収益等収受がマネー・ローンダリングとして犯罪化されている。

検挙事件数は以下のとおりである。

検挙事件数



区分		年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
組織的 犯罪 処罰法	法人等事業経営支配 (9条)		1	0	2	1	2	0	2	1	0	2
	犯罪収益等隠匿 (10条)		150	158	171	180	234	268	240	377	378	413
	犯罪収益等収受 (11条)		92	80	99	112	145	112	111	126	150	182
	合 計		243	238	272	293	381	380	353	504	528	597
麻 薬 特例法	薬物犯罪収益等隠匿 (6条)		8	8	6	5	5	5	7	5	8	3
	薬物犯罪収益等収受 (7条)		0	3	4	2	3	3	1	2	1	0
	合 計		8	11	10	7	8	8	8	7	9	3
総 計			251	249	282	300	389	388	361	511	537	600

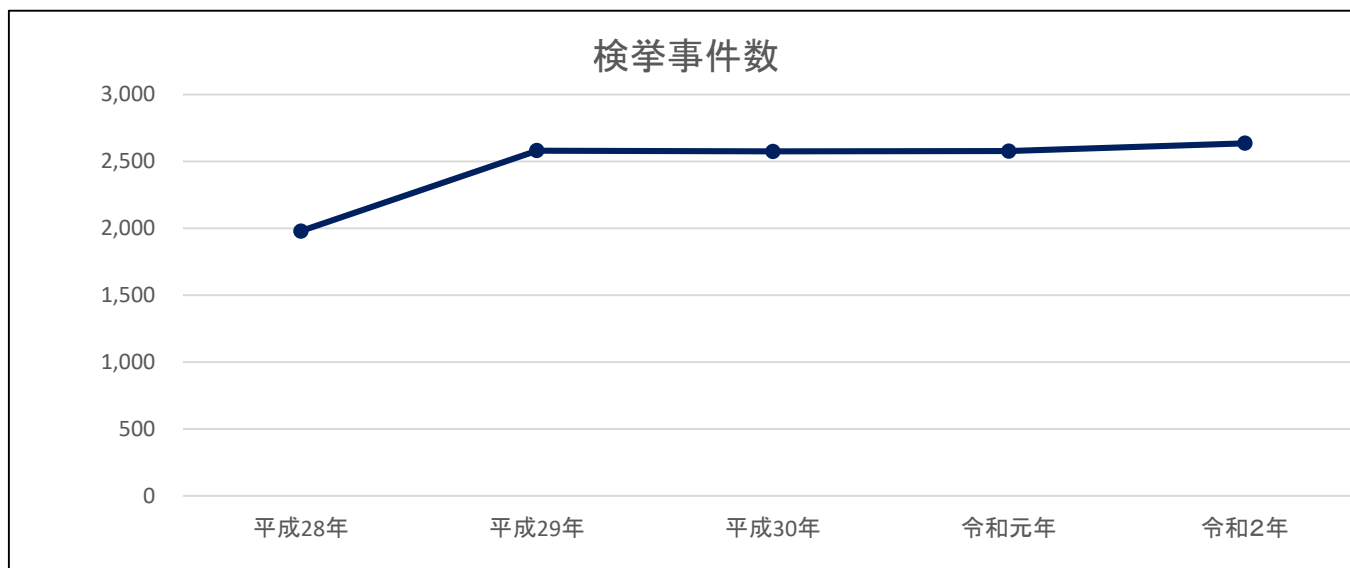
犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するため、犯罪による収益を剥奪することが重要であり、没収・追徴の判決が言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、警察は組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用し没収の実効性を確保している。

令和2年中における起訴前の没収保全命令の発出件数（警察官請求分）は、以下のとおりである。

組織的犯罪 処罰法	H28	H29	H30	R1	R2
件数	183	188	206	169	150
金銭債権等総額	530,718,975円	1,341,301,078円	410,918,942円	348,965,441円	513,222,080円
その他		腕時計2個	金1,266個 腕時計2個	金地金414個 ホーカーゲーム機9台	外貨24,755ユーロ 暗号資産(XEM、BTC) 金地金30個 ぱちんこ遊技機等70台
麻薬特例法	H28	H29	H30	R1	R2
件数	16	11	17	8	18
金銭債権等総額	105,019,479円	2,302,673円	48,408,554円	4,153,977円	12,684,518円
その他	金地金債権 プラチナ地金債権		外貨1,000米ドル	外貨1,800米ドル 72台湾ドル 95.6リンギット	

不正に売買された預貯金通帳等は、特殊詐欺等の犯行ツールとして使用されるほか、犯罪による収益の隠匿（移転）にも用いられることから、これらを防ぐため、犯罪収益移転防止法には、預貯金通帳等の不正譲渡等に対する罰則が規定されている。

警察では、これらの行為の取締りを強化しており、令和2年中における犯罪収益移転防止法違反の検挙事件数は、以下のとおりである。



区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
預貯金通帳等の譲渡等	1,902	2,523	2,519	2,479	2,544
預貯金通帳等の譲渡等（業として）	29	27	27	44	18
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	42	31	27	27	32
為替取引カード等の譲渡等	2	0	0	27	35
暗号資産交換用情報の譲渡等	0	0	2	0	6
その他	4	0	0	0	1
総計	1,979	2,581	2,575	2,577	2,636

国家公安委員会・警察庁では、都道府県警察における特殊詐欺等の捜査の過程で、特定事業者（弁護士を除く。）が犯罪収益移転防止法に規定する取引時確認義務等に違反している疑いが認められた場合、当該特定事業者に対する報告徴収や当該特定事業者の所管行政庁に対する意見陳述を行っている。また、意見陳述を受けた所管行政庁では、当該特定事業者が同法の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対して是正命令を発しており、それぞれの実施状況は、以下のとおりである。

		H28	H29	H30	R1	R2
報告徴収 実施件数		9	7	13	7	7
	郵便物受取 サービス業者	9	6	0	0	0
	電話転送 サービス事業者	0	1	12	7	7
	郵便物受取サービス 業者兼電話転送サー ビス事業者	0	0	1	0	0
所管行政庁 に対する 意見陳述 実施件数		8	7	11	8	7
	郵便物受取 サービス業者	8	7	2	0	0
	電話転送 サービス事業者	0	0	9	8	7
意見陳述 に基づく 是正命令 実施件数		0	1	1	1	2
	郵便物受取 サービス業者	0	1	1	0	0
	電話転送 サービス事業者	0	0	0	1	2

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講じることが不可欠である。

このため、国際社会においては、FATF、APG、エグмонт・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策等の国際的基準の策定、普及等が行われており、我が国もこれらの活動に積極的に参画している。

FATF、APG、エグмонт・グループの概要は以下のとおりである。

○ FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）

○ 組織

マネー・ローンダリング対策における国際協力を推進するため、平成元年（1989年）のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設置された政府間会合であり、13年（2001年）の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的な役割を果たしている。

令和2年（2020年）末現在、我が国を含む37の国・地域及び2の国際機関が参加している。

○ 活動内容

FATFの主な活動内容は以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング対策等に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATF参加国・地域相互間におけるFATF勧告の遵守状況の監視（相互審査）
- ③ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の推奨
- ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

○ 相互審査

FATFは、各参加国・地域に対し、順次、その他の参加国等により構成される審査団を派遣して、審査対象国等におけるマネー・ローンダリング対策等の法制、監督・取締体制、マネー・ローンダリング事犯の捜査状況等の様々な観点から、FATF勧告の遵守状況等について相互に審査している。第4次対日相互審査については令和元年10月から11月にかけて、審査団による現地調査が行われた。

令和2年中に予定されていたFATF全体会合における相互審査報告書（MER）の採択は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い延期され、令和3年6月の全体会合において行われる予定である。

○ APG (Asia/Pacific Group on Money Laundering : アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ)

11

○ 組織

アジア・太平洋地域におけるマネー・ローンダリングリスクの増大に鑑み、国・地域間の協力、国際的基準の採択及びマネー・ローンダリング対策に取り組む国・地域に対する支援を推進するため、平成9年(1997年)2月、タイで開催されたFATF第4回アジア・太平洋マネー・ローンダリング・シンポジウムにおいて設置が決定された機関である。

令和2年(2020年)末現在、我が国を含む41の国・地域が参加している。

○ 活動内容

APGの主な活動内容は、以下のとおりである

- ① アジア・太平洋地域におけるFATF勧告の実施の推奨・促進
- ② 同地域におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関する法律の制定の促進
- ③ 同地域におけるマネー・ローンダリング対策等の実施状況の相互審査
- ④ 同地域におけるマネー・ローンダリングの手口・傾向等についての情報交換、分析等

○ エグмонт・グループ

○ 組織

エグмонт・グループは、平成7年(1995年)4月、マネー・ローンダリング対策に取り組んでいる各国FIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として、欧州主要国及び米国のFIUを中心的なメンバーとして発足した。

令和2年(2020年)末現在、我が国を含む166の国・地域のFIUが加盟している。

○ 活動内容

エグмонт・グループには、各国FIUの代表が一堂に会する年次会合のほか、以下のような作業部会がある。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の情報交換に関する作業部会
- ② 加盟審査、支援及び法令遵守に関する作業部会
- ③ 政策と手続に関する作業部会
- ④ 技術支援と訓練に関する作業部会

国境を越えて行われる犯罪収益やテロ資金の移転状況を的確に追跡し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を発見するためには、外国FIUとの間で、それぞれが保有する疑わしい取引に関する情報を積極的に交換することが必要である。

外国FIUとの情報交換の状況は、以下のとおりである

1 国家公安委員会・警察庁と外国 F I U との情報提供要請件数

区分 \ 年	H28	H29	H30	R1	R2
外国FIUに対する情報提供要請件数	149	201	255	201	214
外国FIUからの情報提供要請件数	60	66	72	61	47
合 計	209	267	327	262	261

2 国家公安委員会・警察庁と外国 F I U との自発情報提供件数

区分 \ 年	H28	H29	H30	R1	R2
外国FIUに対する自発情報提供件数	46	48	101	111	152
外国FIUからの自発情報提供件数	37	69	68	85	67
合 計	83	117	169	196	219

3 外国 F I U から提供された情報を捜査機関等へ提供した件数

区分 \ 年	H28	H29	H30	R1	R2
外国FIUから提供された情報を捜査機関等へ提供した情報の件数	106	139	103	151	162